保存版

令和５年度（2023 年度）
豊中市立豊島西小学校
校長　金　森　昭　憲

風水害等非常変災時の措置について

警報発表の場合

☆ 児童の登校前に

豊中市に**『暴風警報』『大雨警報（浸水害）』『大雨警報（土砂災害、浸水害）』『洪水警報』『暴風特別警報』『大雨特別警報』**のいずれか（以下『警報』）が発表されている場合

※**「大雨警報（土砂災害）」だけ**の発表では、自宅待機や臨時休業にはなりません。

①**午前７時以降～午前１０時までの間においては、**

⇒ **自宅で待機し、解除次第十分注意して登校**させてください。

(注 1)午前 10 時までに解除の場合は、給食を実施し、登校後は平常に準じて授業を行います。

②**午前１０時以降においても、豊中市**に『警報』が発表中の場合は、⇒　**臨時休業**といたします。

(注 2)午前 10 時ちょうどに解除された場合は、登校となります。給食も実施されます。

☆ 児童の登校後に

豊中市に『警報』が発表された場合は、児童の安全確保に努めるとともに、状況により学校での待機や、集団下校や学年毎の下校などの適切な措置をとります。

(注 3)児童の緊急下校については、提出された**「緊急時の下校対応」**に応じて行います。

地震発生の場合

☆ 児童の登校前に

①豊中市に**震度５以上の地震**が発生した場合は、⇒　**臨時休業**といたします。
この際学校においては、児童の安否の確認・校区内の被害の状況・通学の安全・校内の被害状況などの点検につとめ、事後の対応を決定いたします。

②震度５未満であっても、危険が予想される時は、

⇒ 保護者の方が登校させるかどうかの判断をしてください。

③登下校中に地震が発生した時に備え、次の点を指導しておいてください。

・特に頭部を守る。塀や建物から離れる。学校か家かどちらか近いほうに避難する。
・どちらも危険なら、安全な場所で待機する。

☆ 児童の登校後に

豊中市に**震度５以上の地震**が発生した場合は、状況を判断し，学校に待機か下校措置か判断する。

お願い

①どのような状況においても、児童の安全確保を最優先に判断してください。
保護者が危険な状況だと判断された場合は、無理をして登校させずに、自宅待機など臨機応変の措置をお願いします。自宅待機された場合は、欠席扱いではなく、出席停止扱いとなります。

②集団下校については「緊急時の下校対応」を基本とします。

⇒ ご家庭でも日ごろから児童を交えて話し合っていただくようお願いいたします。

③放課後こどもクラブ「**しらゆり学級**」については、学校が臨時休業になった場合は開設中止になりますのでご注意ください。（詳しくは「放課後こどもクラブ」からの文書をご覧ください。）

※　**大阪管区気象台が発表する気象情報を**視聴する際には、**「豊中市」が含まれているかどうかご注意ください**。大阪府全域とか北大阪全域ならば、豊中市を含んでおりますが、**大阪府や北大阪だけでは豊中市が含まれているかどうか分かりません**。池田市や箕面市など一部であって、豊中市は含まれていない場合もあります。**自宅待機や臨時休業の措置をとるのは、豊中市に『警報』が発表中の場合**にかぎります。北大阪であっても、豊中市に警報が発表されていなければ、登校させてください。